



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月22日金曜日 第2455号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 203
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 205
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 205
 道路の区域変更（県道落合久万線）.....（"）... 205
 道路の供用開始（"）.....（"）... 205
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 206
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 206
 道路の供用開始（一般国道380号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 208

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（県民活動推進課）... 208
 争議行為の通知の公表（2件）.....（労政雇用課）... 208

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）... 209

公安委員会告示

取消処分者講習に係る指定講習機関の指定.....（運転免許管理課）... 221

告 示

○愛媛県告示第280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスターほか 6者	株式会社セブンスターほか 4者	平成22年9月30日ほか	平成25年3月8日
セブンスター三津店	松山市会津町7番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスターほか 8者	株式会社セブンスターほか 8者	平成23年12月1日ほか	
セブンスター石井店	松山市東石井町327番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスターほか 3者	株式会社セブンスターほか 2者	平成16年3月15日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第281号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148-1、149-1、150	大規模小売店舗を設置するものの住所	松山市保免西三丁目11番23号	松山市保免西三丁目3番7号	平成22年9月30日ほか	平成25年3月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第282号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148-1、149-1、150	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後10時	平成24年4月13日	平成24年3月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧

に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第284号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第16702号	平成22年6月29日	(株)道路施設エンジ	福武喜美雄	四国中央市委烏町2509-1	平成25年2月12日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第15114号	平成24年9月3日	(株)四国アンカー	豊川小百合	今治市東村南1-10-26	平成25年2月14日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-19)第16271号	平成20年3月27日	松本瓦興業(株)	松本 恵司	今治市菊間町浜3341	平成25年2月18日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-23)第10168号	平成23年6月21日	住共エンジニアリング(株)	村上 信二	新居浜市磯浦町16-5	平成25年2月22日	電気通信工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	西条市丹原町明河8号458番1地先から 同町明河8号460番10まで	旧	メートル 7.5~10.7	キロメートル 0.025	
			新	7.8~29.0	0.025	
"	"	西条市丹原町明河5号310番5から 同町明河5号307番5まで	旧	6.0~7.2	0.011	
			新	7.0~15.8	0.011	
"	"	西条市丹原町明河乙806番2から 同町明河5号289番2まで	旧	7.4~8.0	0.013	
			新	10.5~17.4	0.013	

○愛媛県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町明河8号458番1地先から 同町明河8号460番10まで	平成25年 3月22日
"	"	西条市丹原町明河5号310番5から 同町明河5号307番5まで	"

"	"	西条市丹原町明河乙806番 2 から 同町明河 5 号289番 2 まで	"
---	---	---	---

○愛媛県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 3月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第43号 平成25年 3月11日	伊予市下吾川字北西原1781番 1	松山市東方町甲813番地 社会福祉法人 愛寿会 理事 長 戸 金 昭

○愛媛県告示第288号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法 8 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県八幡浜保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
西予市野村町野村12号619番地
株式会社 野村町地域振興センター
代表取締役 別宮 静
- 事業場の名称及び所在地
西予市野村町16号383番地
野村農業公園
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第 1 第 2 号 畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設
第18の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
- 変更しようとする事項の内容
排出水の汚染状態、量の変更及び処理方法の変更
- 特定施設に関する事項
チーズバット

	変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法（単位メートル）	縦1.05×横0.75×高さ0.75	変更なし
特定施設の能力	容量 200 L / 日	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量	種類 牛乳 1日当たり使用量 20kg	種類 牛乳 1日当たり使用量 180kg
特定施設の使用時間間隔	連 続	変更なし

特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	変更なし																					
特定施設の使用の季節的変動の概要	季節的変動なし	夏に多い 冬に少ない																					
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	<table border="1"> <tr> <td>生物学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 400 最大 500</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 160 最大 200</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質質量（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 160 最大 200</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度（水素指数）</td> <td>通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 10 最大 15</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 2.0 最大 3.0</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）</td> <td>通常 20 最大 30</td> <td>変更なし</td> </tr> </table>	生物学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	変更なし	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200	変更なし	浮遊物質質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200	変更なし	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	変更なし	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	変更なし	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30	変更なし	
生物学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	変更なし																					
化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200	変更なし																					
浮遊物質質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200	変更なし																					
水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし																					
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	変更なし																					
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	変更なし																					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30	変更なし																					
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.3 最大 0.4	通常 2.7 最大 3.6																					

ヨーグルト発酵ユニット

	変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法（単位メートル）	縦2.200×横1.500×高さ2.261	変更なし
特定施設の能力	容量 200 L / 日	変更なし
原材料の種類及び1日当たりの使用量	種類 牛乳 1日当たり使用量 180 L	種類 発酵乳 1日当たり使用量 600kg

特定施設の使用時間間隔	連 続	変更なし	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	変更なし	
特定施設の使用の季節的変動の概要	夏に多い 冬に少ない	変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	生物学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	変更なし
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400	変更なし
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250	変更なし
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20	変更なし
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.8 最大 3.5	変更なし
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	変更なし
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.8 最大 1.0	通常 4.26 最大 5.4	

6 汚水等の処理施設に関する事項

	変 更 前	変 更 後
処理施設の種 類	産排処理槽	変更なし
処理施設の型 式	S C型	変更なし
処理施設の構 造	F R P製	変更なし
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦9.88×横2.50×高さ2.27	変更なし
処理施設の能 力	5 m ³ /日	12 m ³ /日
汚水等の処理の方式	中空糸膜(外圧)方式	変更なし
処理施設の使用時間間隔	連続	変更なし
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	変更なし
処理施設の使用の季節的変動の概要	季節的変動なし	変更なし

処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	生物学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000	通常 8.0 最大 10	通常 640 最大 790	通常 6.4 最大 7.9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400	通常 8.0 最大 10	通常 260 最大 320	通常 6.5 最大 8.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250	通常 12 最大 15	通常 180 最大 230	通常 11 最大 14
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20	通常 8.0 最大 10	通常 14 最大 18	通常 7.0 最大 9.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.8 最大 3.5	通常 0.5 最大 1.0	通常 2.5 最大 3.3	通常 0.71 最大 0.94
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 1.0 最大 2.0	通常 26 最大 36	通常 1.3 最大 1.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.0 最大 5.0	通常 4.0 最大 5.0	通常 8.5 最大 11.0	通常 8.5 最大 11.0	

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
		No.1排水口		No.1排水口	
	生物学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10	通常 5.0 最大 10	通常 5.2 最大 9.7	通常 5.2 最大 9.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15	通常 5.2 最大 9.7	通常 5.2 最大 9.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 6 最大 11	通常 6 最大 11
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	変更なし	変更なし
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 1,000 最大 3,000	通常 1,000 最大 3,000	変更なし	変更なし
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10	通常 5.0 最大 10	通常 5.3 最大 9.8	通常 5.3 最大 9.8

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 2.0	通常 0.96 最大 1.8
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有 量)(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 1.0 最大 2.0	変更なし

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 52 最大 65	通常 56.5 最大 71
----------------------------	----------------	------------------

備考 No.2排水口は、雨水の専用排水口である。

○愛媛県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大瀬東2366番5から 同町寺村2084番地先まで	平成25年 3月24日 13:00

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 3月10日	特定非営利活動法人 愛媛県相談支援協会	五 島 裕 子	松山市東方町甲2305番地 1	この法人は、障害者自立支援法に基づいて障害のある者に対する相談支援事業を行う者に対して、情報交換及び連絡調整を媒介する事業を行う事によって、直接的、間接的を問わず障害者の生活の質の向上に貢献する事業並びに人権擁護活動、及び地域社会への啓蒙普及活動を助長し、以って、ノーマライゼーション社会(共生社会)の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年 3月 7日あったので公表する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成25年 3月27日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年 3月13日あったので公表する。

平成25年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成25年 3月25日正午より本問題が解決に至る間

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 光佑会くろだ病院	伊予郡松前町大字神埼586

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13

財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地
---------------	--------------

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月22日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地			別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地		
(1) 四国中央警察署			(1) 四国中央警察署		
名 称	位 置	所 管 区	名 称	位 置	所 管 区
三島交番	四国中央市三島中央一丁目	四国中央市のうち上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一～三丁目、三島紙屋町、三島宮川一～四丁目、三島中央一～五丁目、三島金子一～三丁目、中曽根町、中之庄町、具定町、寒川町	港交番	四国中央市三島中央一丁目	四国中央市のうち上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一～三丁目、三島紙屋町、三島宮川一～四丁目、三島中央一～五丁目、三島金子一～三丁目、中曽根町、中之庄町、具定町
省略			寒川駐在所	四国中央市寒川町	四国中央市のうち寒川町
省略			省略		
川之江交番	四国中央市川之江町	四国中央市のうち川之江町、川之江町余木、川之江町長須、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻鳥町、金田町三角寺、金田町金川、金田町半田	川之江交番	四国中央市川之江町	四国中央市のうち川之江町、川之江町余木、川之江町長須、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻鳥町
省略			省略		
省略			金田駐在所	四国中央市金田町金川	四国中央市のうち金田町三角寺、金田町金川、金田町半田
省略			省略		
(2) 新居浜警察署			(2) 新居浜警察署		
名 称	位 置	所 管 区	名 称	位 置	所 管 区
省略			省略		
郷駐在所	新居浜市神郷一丁目	新居浜市のうち落神町、神郷一・二丁目、郷一～五丁目、清住町、田の上一～四丁目郷（字上郷、字中郷、字下郷、字白井、字落神）、松神子一～四丁目、又野一～三丁目	郷駐在所	新居浜市神郷一丁目	新居浜市のうち落神町、神郷一・二丁目、郷一～五丁目、清住町、田の上一～四丁目郷（字上郷、字中郷、字下郷、字白井、字落神）
省略			多喜浜駅前駐在所	新居浜市又野一丁目	新居浜市のうち楠崎一・二丁目、松神子一～四丁目、又野一～三丁目、長岩町

多喜浜駐在所	新居浜市多喜浜五丁目	新居浜市のうち多喜浜一～六丁目、大島、黒島、黒島一・二丁目、荷内町、阿島、阿島一～四丁目、楠崎一・二丁目、長岩町
省略		

(3) 西条警察署

名 称	位 置	所 管 区
三本松交番	西条市神拝	西条市のうち朔日市、東町、大町(紺屋町)、大師町、明屋敷、港、本町、神拝(東新町、大町、新町、三本松、三本松西、吉原、都町、局、新堀上)、古川_____、喜多川(下喜多川、若草町、花園町)、樋之口、玉津(市塚)、ひうち、禎瑞(県道壬生川新居浜野田線以北)
省略		
神戸駐在所	西条市洲之内	西条市のうち中西、中西新開、安知生、安知生新開、鍋倉新開、洲之内、中野、 <u>兔之山、津越、市之川、丸野、保野、荒川、千町、藤之石、黒瀬、大保木、中奥、西之川、東之川、小松町石鎚(字戸石、湯浪、途中の川を除く。)</u>
水見駐在所	西条市水見	西条市のうち水見、水見東新開、水見西新開、水見南新開、水見北新開、水見石岡新開、 <u>西泉、西泉東新開、西泉西新開、古川新開、坂元、野々市、檜木、西田、西田新開、西田西新開、禎瑞(県道壬生川新居浜野田線以北を除く。)</u> 、西相生、東相生

(4) 西条西警察署

多喜浜駐在所	新居浜市多喜浜五丁目	新居浜市のうち多喜浜一～六丁目、大島、黒島、黒島一・二丁目、荷内町、阿島、阿島一～四丁目
省略		

(3) 西条警察署

名 称	位 置	所 管 区
三本松交番	西条市神拝	西条市のうち朔日市、東町、大町(紺屋町)、大師町、明屋敷、港、本町、神拝(東新町、大町、新町、三本松、三本松西、吉原、都町、局、新堀上)、古川(加茂川以北の区域に限る。)、喜多川(下喜多川、若草町、花園町)、樋之口、玉津(市塚)、ひうち
省略		
神戸駐在所	西条市洲之内	西条市のうち中西、中西新開、安知生、安知生新開、鍋倉新開、洲之内、中野(東光、山道、山ノ下、楠(北))
釜之口駐在所	西条市中野	西条市のうち中野(楠(南))、宵、日明、中之段、木挽原、釜之口、大久保、船形)、 <u>兔之山、津越、市之川、丸野、保野、荒川、千町、藤之石、黒瀬、大保木、中奥、西之川、東之川、小松町石鎚(字戸石、湯浪、途中の川を除く。)</u>
橋駐在所	西条市檜木	西条市のうち西泉、西泉東新開、西泉西新開、古川(加茂川以北の区域を除く。)、古川新開、坂元、野々市、檜木、西田、西田新開、西田西新開、 <u>禎瑞、西相生、東相生</u>
水見駐在所	西条市水見	西条市のうち水見、水見東新開、水見西新開、水見南新開、水見北新開、水見石岡新開

(4) 西条西警察署

名 称	位 置	所 管 区
駅前交番	西条市三津屋南	西条市のうち明理川、円海寺、大新田、喜多台、壬生川、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、周布、吉田
省略		
三芳駐在所	西条市三芳	西条市のうち三芳、大野、河之内、黒谷、実報寺、旦之上、福成寺、宮之内
省略		
省略		
省略		

(5) 今治警察署

名 称	位 置	所 管 区
水上交番	今治市片原町一丁目	今治市のうち天保山町一～六丁目、東門町一～六丁目、美須賀町一～四丁目、枝堀町一～三丁目、恵美須町一～三丁目、通町一～三丁目、黄金町一～六丁目、未広町一～四丁目、松本町一～五丁目、旭町一～五丁目、常盤町一～四丁目、南宝来町一～三丁目、片原町一～五丁目、中浜町一～四丁目、本町一～四丁目、風早町一～四丁目、今治村(比岐島)、東鳥生町一～五丁目、共栄町一～五丁目、栄町一～四丁目、室屋町一～四丁目、米屋町一～四丁目、北宝来町一～四丁目、大正町一～三丁目、別宮町一～三丁目、南大門町一～三丁目、蔵敷町一・二丁目
駅前交番	今治市北宝来町三丁目	今治市のうち _____ 南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目、大正町四～七丁目、別宮町四～九丁目、南大門町四丁目、いこいの丘、本町五～七丁目、美保町一～三丁目、北浜町、大新田町二丁目、室屋町五～七丁目
旭町交番	今治市旭町五丁目	今治市のうち _____ 北鳥生町一～五

名 称	位 置	所 管 区
駅前交番	西条市三津屋南	西条市のうち明理川、円海寺、大新田、喜多台、壬生川、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南
省略		
周布駐在所	西条市周布	西条市のうち周布、吉田
三芳駐在所	西条市三芳	西条市のうち三芳
省略		
旦之上駐在所	西条市旦之上	西条市のうち大野、河之内、黒谷、実報寺、旦之上、福成寺、宮之内
省略		

(5) 今治警察署

名 称	位 置	所 管 区
水上交番	今治市片原町一丁目	今治市のうち天保山町一～六丁目、東門町一～六丁目、美須賀町一～四丁目、枝堀町一～三丁目、恵美須町一～三丁目、通町一～三丁目、黄金町一～六丁目、未広町一～四丁目、松本町一～五丁目、旭町一～四丁目、常盤町一～四丁目、南宝来町一～三丁目、片原町一～五丁目、中浜町一～四丁目、本町一～四丁目、風早町一～四丁目、今治村(比岐島)、東鳥生町一～五丁目、共栄町一～五丁目、栄町一～四丁目、室屋町一～七丁目、米屋町一～四丁目、本町五～七丁目、美保町一～三丁目、北浜町、大新田町二丁目
駅前交番	今治市北宝来町三丁目	今治市のうち北宝来町一～四丁目、南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目、大正町一～七丁目、別宮町一～九丁目、南大門町一～四丁目、いこいの丘
旭町交番	今治市旭町五丁目	今治市のうち旭町五丁目、蔵敷町一・二丁目、北鳥生町一～五

		丁目、祇園町一～三丁目、広紹寺町一・二丁目、南鳥生町一～四丁目、北高下町一～四丁目、土橋町一・二丁目、南高下町一～四丁目、横田町一～四丁目、衣干町一～四丁目、石橋町一・二丁目、郷新屋敷町一～五丁目、郷本町一～三丁目、郷六ケ内町一～三丁目、八町東一～六丁目、八町西一～五丁目、辻堂一～四丁目、立花町一～四丁目、河南町一～三丁目			丁目、祇園町一～三丁目、広紹寺町一・二丁目、南鳥生町一～四丁目、北高下町一～四丁目、土橋町一・二丁目、南高下町一～四丁目、横田町一～四丁目、衣干町一～四丁目
				立花交番	今治市郷本町一丁目 今治市のうち石橋町一・二丁目、郷新屋敷町一～五丁目、郷本町一～三丁目、郷六ケ内町一～三丁目、八町東一～六丁目、八町西一～五丁目、辻堂一～四丁目、立花町一～四丁目、河南町一～三丁目
省略				省略	
				小部駐在所	今治市波方町小部 今治市のうち波方町小部、波方町岡、波方町西浦、波方町馬刀潟、波方町宮崎、波方町森上
波方駐在所	今治市波方町波方	今治市のうち波方町養老、波方町郷、波方町大浦、波方町波方、波方町樋口、波方町小部、波方町岡、波方町西浦、波方町馬刀潟、波方町宮崎、波方町森上		波方駐在所	今治市波方町波方 今治市のうち波方町養老、波方町郷、波方町大浦、波方町波方、波方町樋口
省略				省略	
				亀岡駐在所	今治市菊間町種 今治市のうち菊間町種、菊間町佐方
菊間駐在所	今治市菊間町浜	今治市のうち菊間町川上、菊間町松尾、菊間町高田、菊間町池原、菊間町西山、菊間町長坂、菊間町浜、菊間町田之尻、菊間町種、菊間町佐方		菊間駐在所	今治市菊間町浜 今治市のうち菊間町川上、菊間町松尾、菊間町高田、菊間町池原、菊間町西山、菊間町長坂、菊間町浜、菊間町田之尻

(6) 伯方警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
下田水駐在所	今治市吉海町名	今治市のうち吉海町正味、吉海町津島、吉海町名駒、吉海町臥間、吉海町南浦、吉海町名、吉海町棕名、吉海町本庄
八幡駐在所	今治市吉海町八幡	今治市のうち吉海町幸新田、吉海町仁江、吉海町八幡、吉海町田浦、吉海町泊、吉海町福田
省略		
省略		

(6) 伯方警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
下田水駐在所	今治市吉海町名	今治市のうち吉海町正味、吉海町津島、吉海町名駒、吉海町臥間、吉海町南浦、吉海町名、吉海町棕名
八幡駐在所	今治市吉海町八幡	今治市のうち吉海町幸新田、吉海町仁江、吉海町本庄、吉海町八幡
泊駐在所	今治市吉海町泊	今治市のうち吉海町田浦、吉海町泊、吉海町福田
省略		

(7) 省略

(8) 松山西警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
北条交番	松山市土手内	松山市のうち安居島、猪木、院内、牛谷、大河内、片山、上難波、正岡神田、河野高山、佐古、下難波、庄、常保免、善応寺、高田、北条辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、夏目、八反地、府中、河野別府、北条、宮内、柳原、横谷、尾儀原、小山田、儀式、立岩米之野、才之原、猿川、猿川原、庄府、滝本、立岩中村、浅海原、浅海本谷、大浦、萩原
省略		
中島駐在所	松山市中島大浦	松山市のうち小浜、中島大浦、神浦、長師、野忽那、宮野、睦月、中島粟井、宇和間、上怒和、熊田、津和地、饒、畑里、二神、元怒和、吉木

(9) 省略

(10) 久万高原警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
洪草駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち前組、相の峰、笠方、洪草、大成、本組、中組、河の子、相の木、若山
省略		
柳谷駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち柳井川、中津、西谷

(11) 伊予警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
松前交番	伊予郡松前町	伊予郡松前町のうち大字浜、筒井、南黒田、北黒田、西高柳、

(7) 省略

(8) 松山西警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
北条交番	松山市土手内	松山市のうち安居島、猪木、院内、牛谷、大河内、片山、上難波、正岡神田、河野高山、佐古、下難波、庄、常保免、善応寺、高田、北条辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、夏目、八反地、府中、河野別府、北条、宮内、柳原、横谷、尾儀原、小山田、儀式、立岩米之野、才之原、猿川、猿川原、庄府、滝本、立岩中村
省略		
浅海駐在所	松山市浅海原	松山市のうち浅海原、浅海本谷、大浦、萩原
中島駐在所	松山市中島大浦	松山市のうち小浜、中島大浦、神浦、長師、野忽那、宮野、睦月
西中島駐在所	松山市饒	松山市のうち中島粟井、宇和間、上怒和、熊田、津和地、饒、畑里、二神、元怒和、吉木

(9) 省略

(10) 久万高原警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
洪草駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち前組、相の峰、笠方、洪草、大成、本組
面河駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち中組、河の子、相の木、若山
省略		
柳谷駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち柳井川(永野、横谷、小黑川を除く。)、中津
西谷駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち柳井川(永野、横谷、小黑川)、西谷

(11) 伊予警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
松前交番	伊予郡松前町	伊予郡松前町のうち大字浜、筒井、南黒田、北黒田

		上高柳、大間、恵久美、昌農内、北川原、西古泉
省略		
省略		

(12) 大洲警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
新谷駐在所	大洲市新谷	大洲市のうち喜多山、恋木、新谷町、新谷、下新谷、柳沢、藤縄、田処
省略		
肱川駐在所	大洲市肱川町山鳥坂	大洲市のうち肱川町宇和川 _____、肱川町大谷、肱川町中津、肱川町西、肱川町山鳥坂 _____、肱川町予子林、 <u>肱川町中居谷、肱川町名荷谷</u>
省略		
長浜交番	大洲市長浜	大洲市のうち長浜町仁久、長浜、長浜町青島、長浜町黒田、長浜町沖浦、長浜町今坊、長浜町晴海、長浜町拓海、白滝、戒川、柴、長浜町櫛生、長浜町須沢、長浜町出海
省略		
内子交番	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち内子、知清、論田、河内、石畳、袋口（立山駐在所の所管区の区域を除く。）
省略		
平岡駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち平岡、重松、宿間、福岡、北表、山鳥坂、只海、五十崎、大久喜

省略		
岡田駐在所	伊予郡松前町	伊予郡松前町のうち大字西高柳、上高柳、大間、恵久美、昌農内、北川原、西古泉
省略		

(12) 大洲警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		
柳沢駐在所	大洲市柳沢	大洲市のうち柳沢、藤縄、田処
新谷駐在所	大洲市新谷	大洲市のうち喜多山、恋木、新谷町、新谷、下新谷
省略		
宇和川駐在所	大洲市肱川町宇和川	大洲市のうち肱川町宇和川（久下、石丸を除く。）、肱川町中居谷、 <u>肱川町名荷谷、肱川町山鳥坂（篠谷）</u>
肱川駐在所	大洲市肱川町山鳥坂	大洲市のうち肱川町宇和川（久下、石丸）、肱川町大谷、肱川町中津、肱川町西、肱川町山鳥坂（篠谷を除く。）、肱川町予子林
省略		
長浜交番	大洲市長浜	大洲市のうち長浜町仁久、長浜、長浜町青島、長浜町黒田、長浜町沖浦、長浜町今坊、長浜町晴海、長浜町拓海、白滝、戒川、柴
省略		
櫛生駐在所	大洲市長浜町櫛生	大洲市のうち長浜町櫛生、長浜町須沢、長浜町出海
内子交番	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち内子、知清、論田（ <u>稲月</u> ）
省略		
河内駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち河内、石畳、論田（ <u>稲月</u> を除く。）、袋口（立山駐在所の所管区の区域を除く。）
五十崎駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち五十崎、大久喜
平岡駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち平岡、重松、宿間、福岡、北表、山鳥坂、只海

小田駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち南山、寺村、小田、日野川、大平、本川、中川、上川
省略		

(13) 八幡浜警察署

名 称	位 置	所 管 区
駅前交番	八幡浜市江戸岡一丁目	八幡浜市のうち江戸岡一・二丁目、広瀬一～四丁目、古町一・二丁目、産業通、国木、八代一丁目、元城団地、檜谷1～3、駅前1・2、神宮前、東矢野町、神宮通1・2、松蔭町、花小路、愛宕、清水町、矢野町1～5、東新川、大正町、浜田町1～3、山越1・2、南柏1・2、松柏1～7、新和田町1～3、徳雲坊、清滝、清滝下、川筋下・中・上、鯨、千畳、元井、新道、上大峠、下大峠、湯島、牛名、川舞1～4、迫田、王子、人加志、野中、水ノ元、大谷口一・二丁目、沖新田、須崎1・2、片山町、本町1・2、大門、横町、海老崎、新栄町、船場通、浜之町、中央、下道1・2、旧役場通、千代田町、新川、昭和通、旭町1～3、天神通1・2、大黒町1～5、南大黒町、北大黒

参川駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち本川、中川、上川
小田駐在所	喜多郡内子町	喜多郡内子町のうち南山、寺村、小田、日野川、大平
省略		

(13) 八幡浜警察署

名 称	位 置	所 管 区
水上交番	八幡浜市沖新田	八幡浜市のうち大谷口一・二丁目、沖新田、須崎1・2、片山町、本町1・2、大門、横町、海老崎、新栄町、船場通、浜之町、中央、下道1・2、旧役場通、千代田町、新川、昭和通、旭町1～3、天神通1・2、大黒町1～5、南大黒町、北大黒町、朝潮橋、戎町、仲之町、新町1～5、琴平町、港町、棧橋通、海望園、松本町1～3、幸町1～3、東近江屋町1～3、西近江屋町浜通、西近江屋町1～3、白浜通1～3、喜多町、裁判所通、花園町、大平1～16、高城1～5、中浦1～5、大内浦1～5、杖之浦1～4、勘定1～5、緑ヶ丘、津羽井上・下、高野地1～3、栗之浦1～4、矢野町6・7、大島(音泊、江ノ浦、本浦、雉ヶ浦)、佐島、北浜
駅前交番	八幡浜市江戸岡一丁目	八幡浜市のうち江戸岡一・二丁目、広瀬一～四丁目、古町一・二丁目、産業通、国木、八代一丁目、元城団地、檜谷1～3、駅前1・2、神宮前、東矢野町、神宮通1・2、松蔭町、花小路、愛宕、清水町、矢野町1～5、東新川、大正町、浜田町1～3、山越1・2、南柏1・2、松柏1～7、新和田町1～3、徳雲坊、清滝、清滝下、川筋下・中・上、鯨、千畳、元井、新道、上大峠、下大峠、湯島、牛名、川舞1～4、迫田、王子、人加志、野中、水ノ元

		町、朝潮橋、戎町、仲之町、 <u>新町1～5、琴平町、港町、棧橋通、海望園、松本町1～3、幸町1～3、東近江屋町1～3、西近江屋町浜通、西近江屋町1～3、白浜通1～3、喜多町、裁判所通、花園町、大平1～16、高城1～5、中浦1～5、大内浦1～5、杖之浦1～4、勘定1～5、緑ヶ丘、津羽井上・下、栗之浦1～4、矢野町6・7、大島（音泊、江ノ浦、本浦、雄ヶ浦）、佐島、北浜</u>
千丈駐在所	八幡浜市郷	八幡浜市のうち鳴滝1・2、古谷、稲ヶ市、木多町1・2、千丈駅前、末広、田浪、新開町、郷中央、郷横畑、郷梨尾、上郷、南裏、川之内上・下、古藪、 <u>高野地1～3</u>
双岩駐在所	八幡浜市若山	八幡浜市のうち若山、釜倉、中津川、布喜川、横平、谷、 <u>日ノ浦団地</u>
真穴駐在所	八幡浜市穴井	八幡浜市のうち真網代、穴井、 <u>川上町川名津、川上町上泊、川上町白石、舌間、合田</u>
省略		
瀬戸駐在所	西宇和郡伊方町	西宇和郡伊方町のうち三机、塩成、足成、大江、志津、小島、 <u>大久、川之浜、田部、神崎、高茂</u>
省略		

(14) 西予警察署

名 称	位 置	所 管 区
西予警察署所在地	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市のうち宇和町卯之町一～五丁目、宇和町伊賀上、宇和町神領、宇和町久枝、宇和町野田、宇和町小野田、宇和町永長、宇和町下松葉、宇和町ひまわり、 <u>宇和町小原、宇和町岩木、宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田</u>

千丈駐在所	八幡浜市郷	八幡浜市のうち鳴滝1・2、古谷、稲ヶ市、木多町1・2、千丈駅前、末広、田浪、新開町、郷中央、郷横畑、郷梨尾、上郷、南裏、川之内上・下、古藪
双岩駐在所	八幡浜市若山	八幡浜市のうち若山、釜倉、中津川、布喜川、横平、谷
川上駐在所	八幡浜市川上町川名津	八幡浜市のうち川上町川名津、 <u>川上町上泊、川上町白石、舌間、合田</u>
真穴駐在所	八幡浜市穴井	八幡浜市のうち真網代、穴井
省略		
瀬戸駐在所	西宇和郡伊方町	西宇和郡伊方町のうち三机、塩成、足成、大江、志津、小島
四ツ浜駐在所	西宇和郡伊方町	西宇和郡伊方町のうち大久、 <u>川之浜、田部、神崎、高茂</u>
省略		

(14) 西予警察署

名 称	位 置	所 管 区
西予警察署所在地	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市のうち宇和町卯之町一～五丁目、宇和町伊賀上、宇和町神領、宇和町久枝、宇和町野田、宇和町小野田、宇和町永長、宇和町下松葉、宇和町ひまわり、 <u>宇和町明石、宇和町新城、宇和町常定寺、宇和町窪、宇和町平野、宇和町伊崎、宇和町田野中</u>
東多田駐在所	西予市宇和町東多田	西予市のうち宇和町久保、 <u>宇和町信里、宇和町東多田、宇和町瀬戸、宇和町河内、宇和町伊延、宇和町岡山</u>

上松葉駐在所	西予市宇和町上松葉	西予市のうち宇和町加茂、宇和町大江、宇和町田苗真土、宇和町杵所、宇和町清沢、宇和町坂戸、宇和町れんげ、宇和町上松葉、宇和町久保、宇和町信里、宇和町東多田、宇和町瀬戸、宇和町河内、宇和町伊延、宇和町岡山
皆田駐在所	西予市宇和町皆田	西予市のうち宇和町稲生、宇和町皆田、宇和町下川、宇和町明間、宇和町明石、宇和町新城、宇和町常定寺、宇和町窪、宇和町平野、宇和町伊崎、宇和町田野中
省略		
野村交番	西予市野村町野村	西予市のうち野村町野村、野村町片川、野村町阿下（大和田を除く。）、野村町高瀬、野村町富野川、野村町平野、野村町蔵良
省略		
坂石駐在所	西予市野村町予子林	西予市のうち野村町阿下（大和田）、野村町釜川、野村町中通川、野村町大西、野村町鎌田、野村町栗木、野村町西、野村町予子林、野村町坂石
省略		
城川東駐在所	西予市城川町高野子	西予市のうち城川町古市_____、城川町高野子、城川町川津南、城川町土居、城川町窪野
城川西駐在所	西予市城川町下相	西予市のうち城川町嘉喜尾_____、城川町魚成、城川町下相、城川町田穂、城川町遊子谷、城川町野井川、城川町男河内

上松葉駐在所	西予市宇和町上松葉	西予市のうち宇和町加茂、宇和町大江、宇和町田苗真土、宇和町杵所、宇和町清沢、宇和町坂戸、宇和町れんげ、宇和町上松葉
西山田駐在所	西予市宇和町西山田	西予市のうち宇和町小原、宇和町岩木、宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田
皆田駐在所	西予市宇和町皆田	西予市のうち宇和町稲生、宇和町皆田、宇和町下川、宇和町明間
省略		
野村交番	西予市野村町野村	西予市のうち野村町野村、野村町片川、野村町阿下（大和田を除く。）
省略		
中筋駐在所	西予市野村町高瀬	西予市のうち野村町高瀬、野村町富野川、野村町平野、野村町蔵良
坂石駐在所	西予市野村町予子林	西予市のうち野村町阿下（大和田）、野村町釜川、野村町中通川、野村町大西、野村町鎌田、野村町栗木、野村町西、野村町予子林、野村町坂石（唇之口、大領地を除く。）
省略		
高川駐在所	西予市城川町高野子	西予市のうち城川町古市（中津川を除く。）、城川町高野子、城川町川津南
遊子川駐在所	西予市城川町遊子谷	西予市のうち野村町坂石（唇之口、大領地）、城川町遊子谷、城川町野井川、城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢）、城川町男河内
魚成駐在所	西予市城川町下相	西予市のうち城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢を除く。）、城川町魚成、城川町下相、城川町田穂
土居駐在所	西予市城川町土居	西予市のうち城川町土居、城川町古市（中津川）、城川町窪野

(15) 宇和島警察署

名 称	位 置	所 管 区
駅前交番	宇和島市錦町	宇和島市のうち錦町、和霊元町一～四丁目、鶴島町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、丸穂町一～四丁目、丸穂、天神町、和霊中町一～三丁目、和霊東町一～三丁目、泉町一～四丁目、伊吹町西、伊吹町東通1区～4区、柿原、中央町一・二丁目、丸之内一丁目、本町追手一・二丁目、大宮町一～三丁目、愛宕町一～三丁目、大超寺奥、宇和津町一～三丁目、野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以東を除く。）、御幸町一・二丁目、朝日町一～四丁目、和霊公園、藤江、須賀通、栄町港一～三丁目、曙町、丸之内五丁目、寿町一・二丁目、弁天町一～三丁目、築地町一・二丁目、住吉町一～三丁目、伊吹町北通1・2区、北宇和島町、和霊町、住吉町、大浦
省略		
省略		
三浦駐在所	宇和島市三浦西	宇和島市のうち三浦西、三浦東、石応、小浜、白浜、小池、蕨、平浦
省略		
吉田交番	宇和島市吉田町東小路	宇和島市のうち吉田町浅川、吉田町魚棚、吉田町裡町、吉田町本町、吉田町北小路、吉田町立間尻、吉田町知永、吉田町鶴間、吉田町南君_____、吉田町西小路、吉田町東小路、高串、光満、吉田町法花津（一般国道56号以東）、吉田町立間、吉田町沖村、吉田町奥浦、吉田町河内

(15) 宇和島警察署

名 称	位 置	所 管 区
駅前交番	宇和島市錦町	宇和島市のうち錦町、和霊元町一～四丁目、鶴島町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、丸穂町一～四丁目、丸穂、天神町、和霊中町一～三丁目、和霊東町一～三丁目、泉町一～四丁目、伊吹町西、伊吹町東通1区～4区、柿原、中央町一・二丁目、丸之内一丁目、本町追手一・二丁目、大宮町一～三丁目、愛宕町一～三丁目、大超寺奥、宇和津町一～三丁目、野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以東を除く。)
省略		
城北交番	宇和島市和霊公園	宇和島市のうち御幸町一・二丁目、朝日町一～四丁目、和霊公園、藤江、須賀通、栄町港一～三丁目、曙町、丸之内五丁目、寿町一・二丁目、弁天町一～三丁目、築地町一・二丁目、住吉町一～三丁目、伊吹町北通1・2区、北宇和島町、和霊町、住吉町、大浦
省略		
石応駐在所	宇和島市石応	宇和島市のうち石応、小浜、白浜、小池、蕨、平浦
三浦駐在所	宇和島市三浦西	宇和島市のうち三浦西、三浦東
省略		
吉田交番	宇和島市吉田町東小路	宇和島市のうち吉田町浅川、吉田町魚棚、吉田町裡町、吉田町本町、吉田町北小路、吉田町立間尻、吉田町知永、吉田町鶴間、吉田町南君（立目、牛川）、吉田町西小路、吉田町東小路、高串、光満、吉田町法花津（一般国道56号以東）、吉田町立間

省略		
省略		
下灘駐在所	宇和島市津島町嵐	宇和島市のうち津島町田之浜、津島町曾根、津島町脇、津島町田嵐、津島町泥目水、津島町坪井、津島町弓立、津島町嵐鳴、津島町横浦、津島町嵐、津島町針木、津島町浦知、津島町塩定、津島町柿之浦、津島町曲烏、津島町平井、津島町漁家、津島町成、津島町須下、津島町後、津島町鯉網代、津島町竹ヶ島、津島町大浦、津島町上畑地、津島町下畑地（上横を除く。）
遊子駐在所	宇和島市遊子	宇和島市のうち遊子、蔭淵、下波
省略		
鬼北交番	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字北川、奈良、中野川、芝、永野市、近永、成藤、国遠、清延、沢松、内深田、東仲、西仲、吉波
泉駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字出目、興野々、岩谷、上川、小西野々、小倉、大宿、生田、清水、畔屋、西野々
省略		
吉野駐在所	北宇和郡松野町	北宇和郡松野町のうち大字吉野、蕨生、奥野川、目黒、宇和島市のうち野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城山、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以東）
省略		

(16) 愛南警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		

省略		
喜佐方駐在所	宇和島市吉田町沖村	宇和島市のうち吉田町沖村、吉田町奥浦、吉田町河内、吉田町南君（立目、牛川を除く。）
省略		
畑地駐在所	宇和島市津島町上畑地	宇和島市のうち津島町上畑地、津島町下畑地（上横を除く。）
下灘駐在所	宇和島市津島町嵐	宇和島市のうち津島町田之浜、津島町曾根、津島町脇、津島町田嵐、津島町泥目水、津島町坪井、津島町弓立、津島町嵐鳴、津島町横浦、津島町嵐、津島町針木、津島町浦知、津島町塩定、津島町柿之浦、津島町曲烏、津島町平井、津島町漁家、津島町成、津島町須下、津島町後、津島町鯉網代、津島町竹ヶ島、津島町大浦
遊子駐在所	宇和島市遊子	宇和島市のうち遊子、蔭淵
下波駐在所	宇和島市下波	宇和島市のうち下波
省略		
鬼北交番	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字北川、奈良、中野川、芝、永野市、近永
好藤駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字成藤、国遠、清延、沢松、内深田、東仲、西仲、吉波
愛治駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字大宿、生田、清水、畔屋、西野々
泉駐在所	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町のうち大字出目、興野々、岩谷、上川、小西野々、小倉
省略		
目黒駐在所	北宇和郡松野町	北宇和郡松野町のうち大字目黒、宇和島市のうち野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城山、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以東）
吉野駐在所	北宇和郡松野町	北宇和郡松野町のうち大字吉野、蕨生、奥野川
省略		

(16) 愛南警察署

名 称	位 置	所 管 区
省略		

省略		
船越駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、外泊、中泊、内泊、高茂、鹿島、横島、小地島、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴

中浦駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴
省略		
船越駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、外泊、中泊、内泊、高茂（高茂岬以南を除く。）、鹿島、横島、小地島
福浦駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、高茂（高茂岬以南）

別表第2（第2条関係）

警備派出所、検問所及び警察官連絡所

名 称	位 置
松山西警察署松山空港警備派出所	省略
松山西警察署水上警備派出所	省略
八幡浜警察署水上警備派出所	八幡浜市沖新田
省略	
西予警察署江良検問所	省略
四国中央警察署寒川警察官連絡所	四国中央市寒川町
四国中央警察署金田警察官連絡所	四国中央市金田町金川
新居浜警察署垣生警察官連絡所	省略
新居浜警察署多喜浜駅前警察官連絡所	新居浜市又野一丁目
西条警察署釜之口警察官連絡所	西条市中野
西条警察署橋警察官連絡所	西条市榎木
西条西警察署周布警察官連絡所	西条市周布
西条西警察署旦之上警察官連絡所	西条市旦之上
今治警察署森見警察官連絡所	省略
今治警察署立花警察官連絡所	今治市郷本町一丁目
今治警察署小部警察官連絡所	今治市波方町小部
今治警察署亀岡警察官連絡所	今治市菊間町種
伯方警察署泊警察官連絡所	今治市吉海町泊
松山西警察署立岩警察官連絡所	省略
松山西警察署浅海警察官連絡所	松山市浅海原
松山西警察署西中島警察官連絡所	松山市饒
久万高原警察署面河警察官連絡所	上浮穴郡久万高原町
久万高原警察署西谷警察官連絡所	上浮穴郡久万高原町
伊予警察署岡田警察官連絡所	伊予郡松前町
大洲警察署柳沢警察官連絡所	大洲市柳沢
大洲警察署宇和川警察官連絡所	大洲市肱川町宇和川
大洲警察署櫛生警察官連絡所	大洲市長浜町櫛生
大洲警察署河内警察官連絡所	喜多郡内子町

別表第2（第2条関係）

警備派出所、検問所及び警察官連絡所

名 称	位 置
松山空港警備派出所	省略
水上警備派出所	省略
省略	
西予警察署江良検問所	省略
新居浜警察署垣生警察官連絡所	省略
今治警察署森見警察官連絡所	省略
松山西警察署立岩警察官連絡所	省略

大洲警察署五十崎警察官連絡所	喜多郡内子町
大洲警察署参川警察官連絡所	喜多郡内子町
省略	
八幡浜警察署串警察官連絡所	省略
八幡浜警察署川上警察官連絡所	八幡浜市川上町川名津
八幡浜警察署四ツ浜警察官連絡所	西予和郡伊方町
西予警察署東多田警察官連絡所	西予市宇和町東多田
西予警察署西山田警察官連絡所	西予市宇和町西山田
西予警察署中筋警察官連絡所	西予市野村町高瀬
西予警察署遊子川警察官連絡所	西予市城川町遊子谷
西予警察署土居警察官連絡所	西予市城川町土居
省略	
宇和島警察署北灘警察官連絡所	省略
宇和島警察署城北警察官連絡所	宇和島市和霊公園
宇和島警察署石心警察官連絡所	宇和島市石心
宇和島警察署喜佐方警察官連絡所	宇和島市吉田町沖村
宇和島警察署畑地警察官連絡所	宇和島市津島町上畑地
宇和島警察署下波警察官連絡所	宇和島市下波
宇和島警察署好藤警察官連絡所	北宇和郡鬼北町
宇和島警察署愛治警察官連絡所	北宇和郡鬼北町
宇和島警察署目黒警察官連絡所	北宇和郡松野町
愛南警察署中浦警察官連絡所	南宇和郡愛南町
愛南警察署福浦警察官連絡所	南宇和郡愛南町

省略	
八幡浜警察署串警察官連絡所	省略
省略	
宇和島警察署北灘警察官連絡所	省略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名	特定講習を行う事務所の名称	特定講習を行う事務所の所在地	特定講習の種別	指 定 日 月 年
宇和島自動車株式会社	宇和島市錦町3番22号	廣瀬 了	宇和島自動車学校	宇和島市伊吹町968番地1	取消処分者講習	平成25年 3月22日